

## 川崎市宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 鷺沼駅周辺再編整備を契機として、宮前区全体の機能向上、持続可能なまちづくりに向けた取組を着実に推進することを目的として、宮前区のまちづくりにおける公共機能に関する調査検討を行うため、川崎市宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 宮前市民館・図書館・区役所の移転・整備に関すること。
- (2) 現区役所等施設・用地の活用に関すること。
- (3) 向丘出張所の機能向上に向けた活用に関すること。
- (4) 公共交通による駅アクセスの向上に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、座長、副座長及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 座長は、まちづくり局に属する事務を担当する副市長とし、副座長は他の副市長をもって充てる。

### (会議)

第4条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

### (幹事会)

第5条 検討会議を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

### (部会)

第6条 検討会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」に掲げる「基本的な考え方」や「今後の取組」等に基づき、各課題に関する具体的な調査検討を行い、その結果を検討会議に報告するものとする。

3 部会は、次の3つを置き、それぞれ別表3から別表5までに掲げる部会長、副部会長、部会員及び事務局をもって組織する。

- (1) 新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会（別表3）
- (2) 現区役所等施設・用地活用検討部会（別表4）
- (3) 向丘出張所活用推進部会（別表5）

4 各部会の所掌は、次号に定めるとおりとする。

(1) 新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会

ア 宮前市民館・図書館・区役所の移転・整備に関すること。

イ その他必要な事項に関すること。

(2) 現区役所等施設・用地活用検討部会

ア 現区役所等施設・用地の活用に関すること。

イ その他必要な事項に関すること。

(3) 向丘出張所活用推進部会

ア 向丘出張所の機能向上に向けた活用に関すること。

イ その他必要な事項に関すること。

5 各部会の運営は、第5条第3項から第5項までの規定を準用する。ただし、準用にあたっては、「幹事会」を「部会」、「幹事長」を「部会長」、「幹事」を「部会員」と読み替えることとする。

(庶務)

第7条 検討会議及び幹事会の庶務は、各部会長担当局及び宮前区役所と連携し、まちづくり局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	総務企画局長 財政局長 市民文化局長 経済労働局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 宮前区長 交通局長
----	--

	消防局長 教育次長
--	--------------

別表2 (第5条関係)

幹事長	まちづくり局市街地整備部長
副幹事長	総合企画局公共施設総合調整室長 市民文化局コミュニティ推進部長 宮前区役所副区長 教育委員会事務局生涯学習部長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 財政局財政部財政課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長 経済労働局産業政策部企画課長 健康福祉局総務部企画課長 こども未来局総務部企画課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局交通政策室担当課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課担当課長 建設緑政局総務部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長 (教育委員会事務局宮前市民館長) 宮前区役所向丘出張所長 宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長 交通局企画管理部経営企画課長 消防局総務部企画担当課長 消防局宮前消防署副署長 教育委員会事務局教育政策室担当課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長 [事業調整] 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長 [社会教育施設整備] 教育委員会事務局中原図書館長 教育委員会事務局宮前図書館長

別表3（第6条関係）新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会

部会長	教育委員会事務局生涯学習部長
副部会長	宮前区役所副区長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 財政局財政部財政課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課担当課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長（教育委員会事務局宮前市民館長） 教育委員会事務局教育政策室担当課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔事業調整〕 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔社会教育施設整備〕 教育委員会事務局中原図書館長 教育委員会事務局宮前図書館長
事務局	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

別表4（第6条関係）現区役所等施設・用地活用検討部会

部会長	総合企画局公共施設総合調整室長
副部会長	宮前区役所副区長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 財政局財政部財政課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 消防局総務部企画担当課長 消防局宮前消防署副署長 教育委員会事務局教育政策室担当課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔事業調整〕 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔社会教育施設整備〕
事務局	総合企画局公共施設総合調整室

別表5（第6条関係）向丘出張所活用推進部会

部会長	市民文化局コミュニティ推進部長
副部会長	宮前区役所向丘出張所長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 総務企画局公共施設総合調整室担当課長 財政局財政部財政課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 健康福祉局総務部企画課長 こども未来局総務部企画課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長 教育委員会事務局教育政策室担当課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔事業調整〕
事務局	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課